

休日保育(2号・3号認定のみ)について

日曜・祝休日に保護者が勤務により子どもを保育できない場合、休日保育を利用することができます。

利用するためには、登録が必要です。※12/29～1/3の間はお休みです

1. 対象となる子ども

- ①2号または3号認定を受け、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設に入所している
- ②令和7年4月1日時点で1歳以上
- ③授乳・離乳食が完了している
- ④1人歩行が可能

2. 利用について

実施園・定員

- ①うとない保育園(ウトナイ南) ▶定員:おおむね10名 ▶受入:1歳児クラス以上
(祝日おおむね20名)
- ②みその保育園(美園町) ▶定員:おおむね20名 ▶受入:1歳児クラス以上
- ③たいせい保育園(大成町) ▶定員:おおむね10名 ▶受入:3歳児クラス以上

利用時間 午前8時から午後6時までの間(厳守) ※保育時間は、保護者の勤務時間により異なります。

3. 利用方法について

①利用登録

利用を希望する月の前月15日までに「登録申請書」を在籍園を通して市に提出し、利用登録をします。(在籍園には余裕をもって2～3日前までに提出してください)

②利用の申込

利用を希望する月の前月20日までに「利用申込書」を在籍園を通して実施園に提出し、利用を申し込みます。(在籍園には余裕をもって5日前までに提出してください)

病後児・休日・一時保育



子どもと遊ぼう

親子で向かい合って両手をつなぎます。子どもは、親の右足の上に左足、左足の上に右足をのせます。親の両足に、子どもが乗っかる形で、つないでいる両手でバランスをとりながら、二人三脚のように、息を合わせて一歩ずつ前進します。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」